



「千葉パラダイム」の誕生：AI生成物の著作権に、日本が歴史的判断

2025年11月、千葉県警はAI生成画像の著作権侵害で容疑者を全国で初めて書類送検。これは、AI生成物に「**著作物性**」を認めた日本初の刑事事件であり、世界のルールを書き換える可能性を秘めています。

従来、AI生成物は著作権保護の対象外と見なされるのが世界の主流でした。しかし本件では、制作者の「**2万回以上のプロンプト試行**」という膨大な創作努力を「**創作的寄与**」と認定。これにより、日本のAI著作権解釈は新たな時代に突入しました。

「2万回のプロンプト」が著作物性の新たな閾値となる

単なる作業量ではない：この数字は、ユーザーがAIに受動的に結果を委ねたのではなく、能動的かつ執拗に自己の「思想または感情」を具現化しようとしたプロセスの証明です。

20,000

拒絶と修正の反復：一般的な数回~数十回の試行とは異なり、2万回という反復は、制作者が明確な完成イメージを持ち、AI の出力を自己のイメージへと強制的に収束（Converge）させたことを示唆します。

新たな基準の確立：この膨大な試行錯誤の過程こそが、警察が「人間の創作的意図が介在した著作物」と認定した根拠であり、今後の著作物性判断における事実上の「努力の閾値」となりました。

事件の解剖：全国初のAI著作権侵害摘発、その全貌

2024年8月下旬

侵害発生

被疑者（神奈川県・27歳男）が、被害者（千葉県・20代男性AIクリエイター）のSNS投稿画像を無断ダウンロード。自身の販売する電子書籍の表紙として使用。

捜査開始

被害者が無断商用利用を発見し、千葉県警に相談。サイバー犯罪対策課が捜査に着手。

2025年11月20日

全国初の立件

千葉県警が著作権法違反（複製権および公衆送信権の侵害）の疑いで被疑者の書類送検を決定。

Key Detail

被疑者は調べに対し「作品に合う素材だった」と容疑を認めています。通常は民事紛争となる事案が、異例の刑事事件として扱われました。

日本の法的根拠：AIは「思想又は感情」を表現する「道具」となり得るか

Legal Foundation:

日本の著作権法は、「著作物」を「**思想又は感情を創作的に表現したもの**」（第2条第1項第1号）と定義しています。

The Core Question:

AI自体は「思想又は感情」を持ちませんが、人間がAIを「**道具**」として利用した場合、生成物は人間の表現物となり得ます。

The Chiba Answer:

千葉県警の判断は、被害者の創作プロセスにおいてAIが単なる自動生成機ではなく、人間の意図を反映させるための「**高度な筆**」として機能したと認定しました。この「**道具性**」の認定こそが、AI生成物に著作物性を認めるための法的核心です。



判断の羅針盤となった文化庁の2024年ガイドライン

2024年3月に文化庁が公表した「AIと著作権に関する考え方」が、
今回の判断に強く依拠しています。

1. 指示・入力の分量・内容：詳細な指示（プロンプト等）は創作的意図を肯定する。
2. 生成の試行回数：生成結果を確認し、修正を加えながら試行を繰り返す行為は、創作的寄与を肯定する要素となる。
3. 複数の生成物からの選択：単なる選択は不可だが、選択行為自体に創作性があれば考慮される。
4. 加筆・修正：Photoshop等による人間自身の修正は、その部分に確実に著作権が発生する。

被害者の「**2万回**」のプロセスは、上記2の「修正を加えながら試行を繰り返す行為」の典型例として解釈されました。

創作的寄与のスペクトル：「一発生成」から「循環的ワークフロー」へ

The Contribution Spectrum

短いプロンプトで一発生成（txt2img）。
ユーザーの関与は希薄。

2万回の試行錯誤と修正。明確な
意図に基づき、AIの出力を制御。



著作物性なし

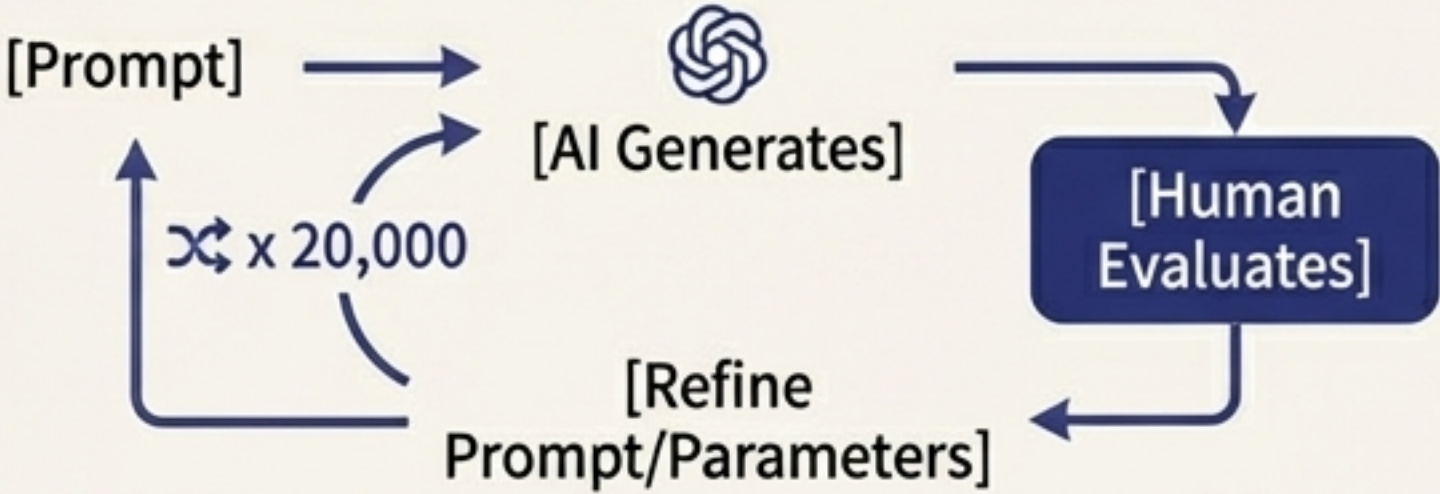
著作物性あり - 今回の事例

直線的ワークフロー (Casual Use)



（プロセス終了）

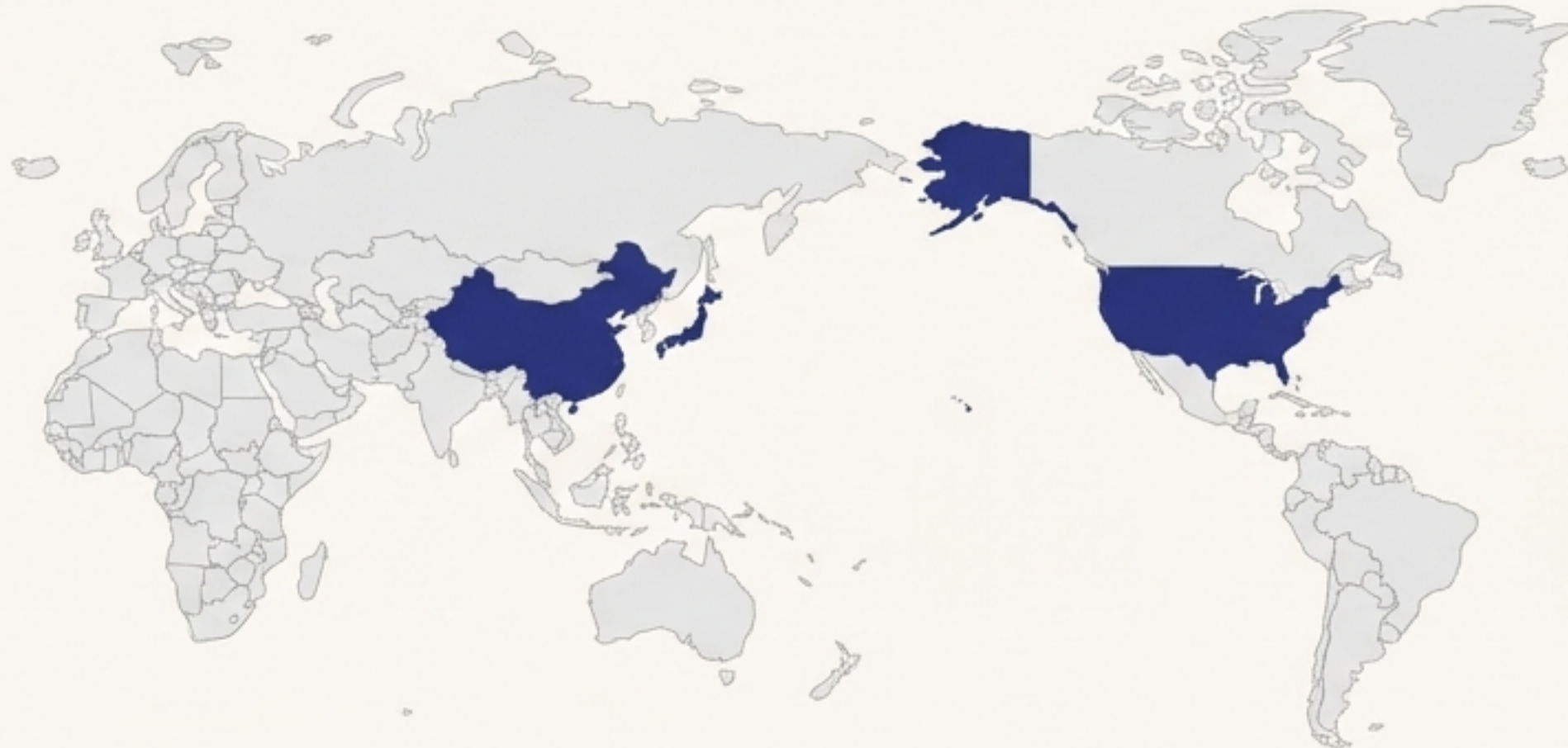
循環的ワークフロー (Creative Use)



このループを数万回繰り返すことで、AIは「道具」と化す。

千葉県警は、この循環的プロセス全体を一つの不可分な創作行為として評価しました。

世界の潮流との分岐点：日本の判断は 国際的にどう位置づけられるか



米国との対立：厳格な「人間の著作者性」要件

米国著作権局(USCO)および裁判所は、「人間の著作者性 (Human Authorship)」を著作権の根本的要件としています。

Key Cases

- *Thaler v. Perlmutter* (2023): AIが自律的に生成した作品の著作権を否定。「人間の著作者」が不在。
- *Zarya of the Dawn* (2023): Midjourneyで生成されたコミックの画像部分の著作権登録を取り消し。プロンプトは結果を「制御」できていないため、アイデアに過ぎないと判断。



米国:

プロンプトは「アイデアの提示」。
表現の主体はAI。



日本 (千葉モデル):

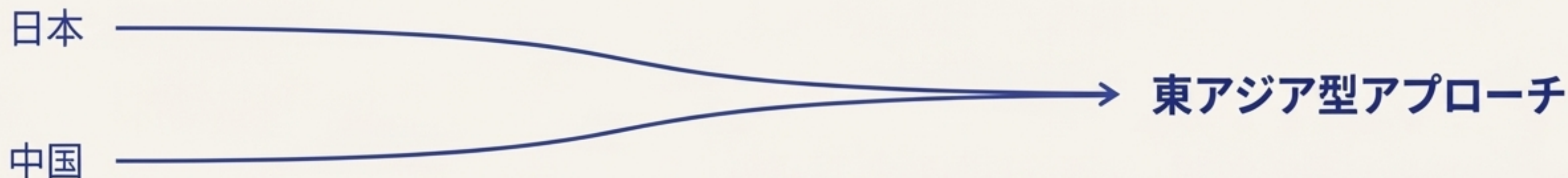
プロンプトと試行錯誤の積み重ねは
「表現の制御」。表現の主体は人間。

中国との接近：「知的投資」を評価する東アジア型アプローチ

日本の判断は、中国・北京インターネット法院の「李雲開 対 劉」事件判決（2023年）と極めて類似しています。

China's Logic:

- Stable Diffusionで生成された画像に対し、裁判所は著作権を認定。
- **理由：「原告はプロンプトの設計、パラメータの設定、画像の選択において一定の知的投資を行っている」ため。**



- 日中の判断は共に、創作プロセスにおける「人間の知的努力（知的投資）」を評価しています。
- これはAIを「脅威」ではなく「拡張された道具」と捉え、人間の利用による創作活動を奨励する実利的なアプローチです。

「警察の勇み足」 論争： 法的リスクと批判的検討



司法判断なき「行政解釈」の危うさ

本件は裁判所の判決（司法判断）ではなく、警察による捜査段階の判断（行政解釈）に過ぎません。裁判所はこれに拘束されません。

1. 「警察の勇み足（Isami-ashi）」論

文化庁ガイドラインは法律ではなく、あくまで「考え方」。もし公判で裁判所が「AIが描いた事実に変わりはない」と無罪判決を出せば、警察の判断は覆され、逆効果となるリスクがあります。

2. 「無理筋（Muri-suji）」論

- **立証の困難性**：最終画像において、ユーザーの指示による部分とAIのアルゴリズムによる部分を客観的に切り分けることは極めて困難です。
- **偶然性の排除**：2万回の試行が意図的な創作か、偶然出た当たりを引いた「ガチャ」なのか、内心の意図を証明するハードルは非常に高いです。



日本のAI著作権政策の変遷：2018年の楽園から2025年の執行へ

2018 | 開発者の楽園

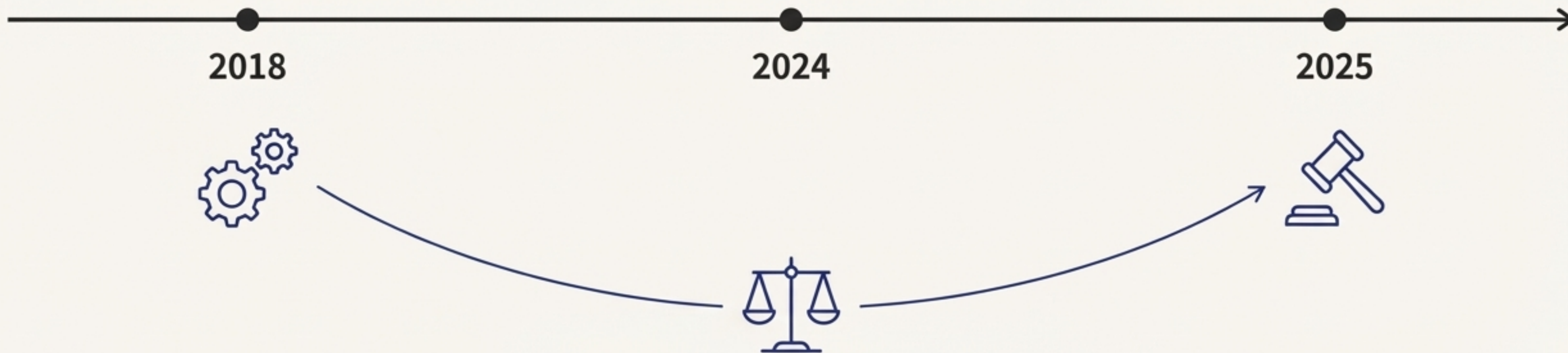
著作権法第30条の4改正。AI学習目的での著作物利用が原則無許諾となり、「機械学習パラダイス」が創出される。政策の重心はAI開発者側に。

2024 | クリエイターへの配慮

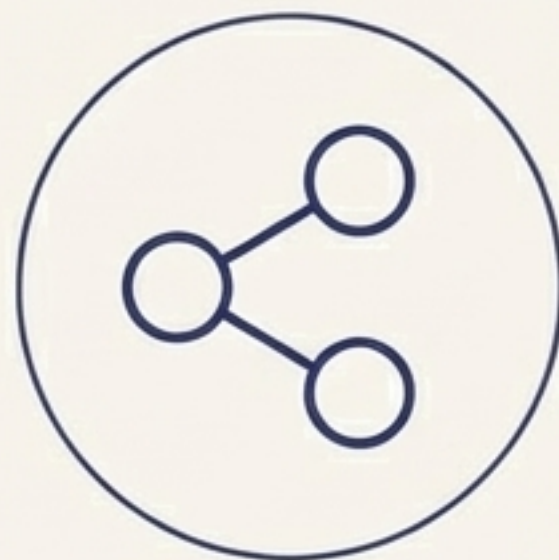
文化庁「AIと著作権に関する考え方」公表。生成AIの普及を受け、「創作的寄与」の概念を明確化し、人間のクリエイター保護へと重心を戻す。

2025 | 執行の時代

千葉県警による初の摘発。ガイドラインが理念から、警察権力を行使する根拠へ。日本が「ルールあるAI活用社会」へ移行したシグナルとなる。



実務へのインパクト： AI時代の新たなルールブック



クリエイターと企業が今すぐ実行すべきこと

For Creators (AI術師)

提言：「プロセス」を証拠として保存せよ。

アクション：

生成ログ（プロンプト、Seed値、パラメータ、試行回数）の保存は、著作権主張の必須要件

に。Photoshop等での加筆・修正とその作業履歴の保存が、より確実な保護手段となる。

For Businesses & Users

警告：「フリー素材」という幻想の終焉。

アクション：

ネット上のAI画像をパブリックドメインと即断するのは刑事罰のリスクを伴う。

AI生成物であっても、人間の著作物と同様の権利クリアランス（利用許諾の取得、所在確認）が不可欠となる。

日本が示す「第三の道」：労力とプロセスに裏打ちされたAI創作の保護



千葉県警の判断は、米国のような「人間中心主義」による完全排除でも、無制限な「AI放任主義」でもない、**「労力とプロセスに裏打ちされたAI創作」を保護する**という、日本独自の現実的な第3の道を示しました。

「20,000 Prompts」の基準は、
この極端に高い基準は、「AIは道具に過ぎない」という法的フィクションを維持し、
著作権制度の崩壊を防ぐための防波堤です。

今後、検察の起訴、そして司法が下す判断が、日本の、ひいては世界のAI著作権の未来を決定づけます。
我々は、デジタル・クリエイティビティの定義が書き換えられる歴史的瞬間に立ち会っています。